



ペットに資産を残すことはできる？

(税理士法人タックス総研 / 千石 朋美)

日本ペットフード協会の全国犬猫飼育実態調査によると、ペットとの生活に癒しを求め、新型コロナウイルスの流行以降は特に、新しくペットを飼い始めた人が増加しています。また、犬の平均寿命は14.65歳、猫の平均寿命は15.66歳と年々上昇傾向にあります。

人と共に犬猫の高齢化も進む中、自分が高齢になった時、病気になった時のペットの世話の不安といった、将来の具体的な課題を考える人が増えていることも調査で分かりました。

もし大切な家族であるペットに今と変わらぬ生活を望み財産を残したいと考えても、残念ながらペットは民法上「動産」にあたるため直接財産を譲り渡すことができません。しかし信頼できる引取り手を見定め財産を譲り渡す方法はあります。それが負担付遺贈、負担付死因贈与、民事信託です。

負担付遺贈

遺言書でペットの飼育にかかる餌代や動物病院の治療費など、ペットの世話をしてもらう人に遺産として残す方法です。しかし遺言で贈与の意思を示したにすぎず、贈与された人は財産を受ける権利を放棄することもできるのでペットを飼育する人がいなくなる可能性があります。

負担付死因贈与

残されたペットの飼育を条件に、飼い主と将来の飼い主との間で、遺産の全部または一部を贈与する契約方法です。契約内容で飼育方法等をあらかじめ協議し取り決めておくことができ、財産を受け取る人が放棄する危険はなくなりますが、財産だけを受け取り、ペットが飼育放棄されてしまう可能性が考えられます。



民事信託

ペットを「受益者」、元の飼い主を「委託者」、ペットの為の財産を管理する人を「受託者」とし、信託契約を結ぶ方法です。飼育にかかる費用はその信託財産から新しい飼い主へと支払いがされ、元の飼い主の長期入院や介護施設の入所など、飼育が困難な状態になった場合でも対応が可能です。契約の内容によっては財産を管理する受託者と新しい飼い主の両方を監督する「信託監督人」を設置することもでき、飼育費用もペットの処遇も守ることができます。しかし受益者であるペットは人ではないため、信託財産を時価で譲渡したものとみなされ、元の飼い主である委託者には譲渡所得課税が、財産を管理する受託者についても信託財産の贈与を受けたものとされるため、受贈益に対して法人税が課税されます(受託者は法人とみなされます)。

ペット自身は遺産を引き継ぎませんが、これらの制度を利用すれば新たな飼い主に財産を預け、ペットが安心して暮らしていけるよう備えることができます。

コロナ禍で飼育頭数が増加する中、悲しいことに飼育放棄も増加しているのが現状です。ひとつの命です。最期まで責任を持ち、終生飼養、適正飼養を考えるきっかけとなれば幸いです。

給与所得者の還付申告

(税理士法人タックス総研 / 沓掛 勉)

確定申告書を提出する義務のない人でも給与等から源泉徴収された所得税額や予定納税をした所得税額が、年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いときは、確定申告することによって、納め過ぎの所得税の還付を受けることができます。

この申告を**還付申告**といいます。

還付申告は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます(令和3年分の場合 令和4年1月1日から令和8年12月31日まで)。

還付申告の具体例

給与所得者は、次のような場合に還付申告をすることができます。

- 1 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- 2 一定の要件のマイホームを取得して、住宅ローンがあるとき
- 3 住宅ローンがなくても、一定の要件に該当するマイホームに特定の改修工事を行ったときや認定住宅の新築等したとき
- 4 年末調整時に、配偶者又は扶養親族の所得を過大に見積るなど所得要件等を満たしているにもかかわらず、控除対象配偶者・扶養親族としていなかったとき
- 5 年末調整時に、配偶者の所得を過大に見積り配偶者特別控除額が過少となっているとき
- 6 多額の医療費を支払ったとき
- 7 特定の寄付をしたとき

など

注意事項

すでに還付申告をした人がその申告した年分について還付を受ける所得税を少なく申告してしまった場合には、原則として還付申告書を提出した日から5年間「更正の請求」という手続きによって、納め過ぎになっている所得税の還付を受けることができます。



6月の税務・経営相談日

2

木

9

木

16

木

23

木

30

木

*当社では、無料で税務相談・経営相談を行っておりますので、税務相談に限らずいつでもお気軽にご相談下さい。また、お越しの際は電話でご連絡下さい。お待ちしております。



◆労働保険情報

2022年度の雇用保険料率の
決定と年度更新

雇用保険料率は財政状況に応じて毎年度、見直しが行われていますが、2022年度の雇用保険料率についても3月末に決定しました。2022年度は例年と異なり、年度の途中で雇用保険料率が変わります。

1. 2022年度の雇用保険料率

雇用保険の財政は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、急激に悪化しました。一方で、コロナ禍で雇用保険料率が引き上げられることに対する労使の負担感も踏まえ、2022年度については段階的に引き上げられることになりました。

具体的には下表のとおり上期(2022年4月1日から9月30日まで)と下期(2022年10月1日から2023年3月31日まで)に分けて変更されます。上期の雇用保険料率は、2021年度と比較し、会社負担が0.5/1,000引き上げられるのみとなります。そのため、給与から控除する従業員負担の雇用保険料率を変更する必要はありません。

2022年度の雇用保険料率

[上期] 2022年4月1日～2022年9月30日

| | 従業員負担 | 会社負担 | 合計 |
|--------------|---------|-----------|------------|
| 一般の事業 | 3/1,000 | 6.5/1,000 | 9.5/1,000 |
| 農林水産・清酒製造の事業 | 4/1,000 | 7.5/1,000 | 11.5/1,000 |
| 建設の事業 | 4/1,000 | 8.5/1,000 | 12.5/1,000 |

2. 注意が必要な年度更新

2021年度の確定保険料と2022年度の概算保険料を申告・納付する2022年度の年度更新では、2022年度の概算保険料(雇用保険分)について、上期の概算保険料額と、下期の概算保険料額を賃金集計表で計算し、その合計額を2022年度の概算保険料として納付することになっています。

例年であれば、前年度の賃金額の合計を集計することで、確定保険料と概算保険料を算出できますが、2022年度の年度更新は複雑になります。年度更新申告書に同封される厚生労働省のパンフレットを確認して、集計に誤りのないよう注意して進めましょう。

[下期] 2022年10月1日～2023年3月31日

| | 従業員負担 | 会社負担 | 合計 |
|--------------|---------|------------|------------|
| 一般の事業 | 5/1,000 | 8.5/1,000 | 13.5/1,000 |
| 農林水産・清酒製造の事業 | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 15.5/1,000 |
| 建設の事業 | 6/1,000 | 10.5/1,000 | 16.5/1,000 |

これまで雇用保険の財政が安定していたことから、雇用保険料率は低く抑えられていました。上期からの急激な引き上げは見送られたものの、下期の引き上げは従業員の生活に影響が出てくることもあるでしょう。従業員に早めに周知するといった対応も検討したいものです。

10日(金) ●5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月～当年5月分)の納付

15日(水) ●所得税の予定納税額の通知

30日(木) ●4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

●10月決算法人の中間申告(法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税)・・・半期分

●消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

●消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)

6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日 ●個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

楽しく! 優しく! 元気に! あなたの夢をサポートします!!

ヒューマン・サポート通信 No.158



経営支援 | 後継者育成支援 | WEB制作・更新 | 広告ツール制作 | 資産運用 | じぶん年金作り | メンタルサポート

〈後継者の育成〉中小経営者向けeラーニング

社長のための経営実学!

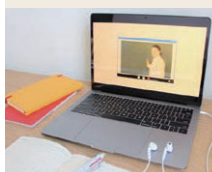
SP経営のeラーニングでは企業の将来のことを考える時間を毎日一定時間確保することが理想とされています。

その理由は、社員が企業の未来のことを考えてくれるわけではなく、会社の方向性を決めるのは経営者しかいないからです。

将来について考える時間を多く取れば良いのですが、実際は目先の業務や対応に追われる経営者の方が殆どで、特に中小企業の経営者は90%以上が企業の将来について考える時間が満足に取れていないようです。毎日少しずつでも将来について考える時間を意識して、習慣にしていきませんか?

おすすめ

SP経営のeラーニング講座



SP経営のeラーニングは中小企業の経営者向けの学習コンテンツで、シンプル(Simple)な方法で高収益(Profitable)を目指すための経営を学べます。

詳細はこちら

https://human-sp.net/sp_e-learning


〈ヒューマンスキルアップ〉メンタルサポート

注意! 社員の5月病

連休が明けた頃に気分が憂鬱になる5月病。若手社員や入社したばかりの新入社員が5月病を患うイメージを持たれるかもしれませんが、ストレスと関与するため誰にでも



起こりうる症状です。元気がなくなるだけでなく、業務の効率が悪化したり出社できなくなるくらい精神状態が落ち込んでしまうこともあります。社員のメンタルに不安を感じるがあれば、お気軽にご相談ください。



毎月3社限定 無料相談

毎月3社限定で組織の課題を整理する無料コンサルを行っています。社員のメンタル不調・社内の人材育成など、お悩みをお聞かせください。



詳細はこちら

<https://human-sp-mental.jp/blog/19216>

〈ポイントを押さえた高い採択率〉補助金申請サポート

2021年度:補助金申請採択率100%

エヌワンマネジメントグループ お客様限定 補助金活用サポート

サポート対応件数 残りわずか! 現在多くのご依頼をいただいております
お早めにご相談ください

富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金

新型コロナで大きな影響を受けた事業者が対象です

●補助率:2/3~4/5 ●補助上限:100~300万円
第二次公募:6月中旬~7月中旬

令和3年度 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

日本国内に所在する小規模事業者が対象です

●補助率:2/3 ●補助上限:50~200万円
第8回:6/3 第9回:9月中旬 第10回:12月上旬 第11回:2023年2月下旬

TEL 076-451-3312(平日9:00~17:30) 担当:見津(みつ)

 **エヌワンマネジメントグループ**
<https://n-one.co.jp>

税理士法人 **タックス総研**

社会保険労務士法人 **タックス労務管理事務所**

エヌワン行政書士事務所

株式会社 **ヒューマン・サポート**

株式会社 **トリニタスジャパン**

〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 TEL 076-451-8868 <https://www.ykc-g.com>

〒930-0997 富山市新庄北町24番25号 TEL 076-471-8860 <https://taxromu.com>

〒937-0807 魚津市大光寺1524-3 TEL 0765-33-5570

〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 TEL 076-451-3312 <https://human-sp.net>

〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 TEL 076-471-8856

